

2019年度第1回JABEE審査員研修会 質疑応答

2019年7月14日

学生主体の達成度評価を認めるか？

質問：

今回審査しようとしているプログラムの達成度評価は学生主体で行われている。各科目における到達目標の達成度を学生が自己評価し、それを（教員が）集計して学習・教育到達目標の達成度を算定するという方法である。これが認められるのか疑問である。

本来なら、各科目の達成度も教員側が行う（その科目の点数から算定する）べきだと思うが、それを効率的に行うためには各科目の成績データから達成度を算定、集計するシステムの構築（ある程度のコンピュータプログラミングの技能）が必要である。それに代わるものとして、学生の自己申告による評価を集計するシステムが使われていると考えられる。

学生が自分の達成度を確認するという目的からすればそれは有用と思われるが、学生の自己評価は教員側の成績評価とは別物であり、両者が不整合を起こす可能性がある。整合するよう学生には指導しているとは思いますが、達成度評価システムとしては不完全と考える。

こうした事例はこのプログラム以外にも多数あると思われる。JABEEとして、学生主体の達成度評価システムを認めるかどうか、その方針を明確に示していただきたい。

回答：

科目の到達目標の達成度を学生が自己評価すること自体は、学生の自覚を促す点で、望ましいものと考えられます。一方で、学習・教育到達目標の達成度評価は、プログラム運営組織の責任で行うことが求められます。このため、学生による自己評価の結果の妥当性を関係教員が担保するシステムが機能し、集計結果に基づく達成度評価が適切に実施されているのであれば、当該の方法を形式的に排除することはできないこととなります。

質問：

基準3.1で確認すべきことは、

- ① 科目の到達目標の達成度の評価
- ② 学習・教育到達目標の達成度評価を基準2.1に定められたように行い
- ③ それに基づく全修了生が全ての学習・教育到達目標の達成していること
(他の高等教育機関で取得した単位認定を含む)

と理解できますが、②の部分が基準の文章からはあいまいです。

上記の項目を審査することと理解して良いでしょうか？

そうだとすると、審査チームによる解釈の違いが起きないように研修会でもその点を周知して頂きたい。

回答：

ご指摘のように、②は基準2.1に記載された「各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準」に基づく達成度評価を意味いたします。このことは、「認定・審査用資料集」の当該箇所(p.88)の説明文に明記されています。同資料集をお目通しください。

審査側と受審側とで見解が収束しなかった例は？

質問：

過去の審査において審査側と受審側とで見解が収束しなかった例をご教示いただきたい。

回答：

審査側と受審側とで見解が収束しなかった例は過去に多数あります。この場で例示することはできませんが、異議申立書が提出されるケースの多くはこれに当たると思います。

知識・能力観点(c)について

質問：

JABEE発足時には、現在の基準の知識・能力観点(c)に対応するものとして、ABETの基準を受けて「確率・統計」が言及されていたかと思う。その後

(c)数学、自然科学および情報技術に関する知識とそれらを応用できる能力という現在につながる基準になっている。

発足当時はそれでよかったと思うが、Society 5.0, SDGs, など社会が技術者に期待することが大きく変わろうとしている。big data、AIなどが第5期科学技術基本計画で謳われたが、第6期でも引き続き言及されると理解している。そういう中で、プログラムを卒業して社会に出ていく学生の学習教育目標として、単なる「情報技術」というくくりでよいと考えるか。

回答：

「情報技術」という用語が明示的に記載された点が、前進と思います。また、公式文書の記載を超えて技術が進歩する事態は、今後も起こります。一方、基準Iの1.2では、知識・能力観点の(a)で「地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養」が求められ、(g)で「自主的、継続的に学習する能力」が求められています。したがって、公式文書の記載を超えて技術が進歩しても、社会の要請に応えて成長し続ける責任が技術者にあることは基準Iに明示されていると理解されます。

中間審査について

質問：

中間審査のプログラム点検書の書き方について教えていただきたい。

- 1) [C]とWが小項目にあり、そこを修正する。他のCなどは同じまま。このときのS、Wの付け方を知りたい。
- 2) 根拠、指摘事項も小項目を合わせた書き方になるかと思うが、こちらも記述の具体例などを知りたい。

回答：

[C]とWの項目が、改善によってAやCの判定に変われば、以前のCの小項目と合わせ、Sの判定になります。一方、改善が進まず、Wのままであれば、以前のCの小項目と合わせ、Wの判定になります。

上記が基本的な考え方ですが、この点に関して認定・審査調整委員会で議論し、別途中間審査の審査チームに統一的な指針をご連絡することいたします。

2019年度第2回JABEE審査員研修会 質疑応答

2019年7月28日

自己点検書の表1～4と関連する点検項目の明示

質問：

昨年度参加した審査では、点検項目1(2)の説明に表1はまったく参照されず、シラバスで説明されていた。また、点検項目2(1)では表3が参照されず、表2と4で説明されていた。自己点検書の作成法の説明で、表1から4がどの点検項目と密接に関連するのかを明示することはできないか。

回答：

各表と点検項目との主要な関連は以下のとおりで、特に説明しなくても容易に理解できるものと思われます。

表1：基準1.2、表2～4：基準2.1

ただし、プログラムが表1～4による説明ではなく、他の資料で説明した場合でも、審査チームが審査可能であればそれでもかまいません。もちろん、審査チームからプログラムに対して表1～4による説明を求めることもできます。

質問：

中間審査における「プログラム点検書・審査報告書」の記載について。

1. 今年度から点検項目が大幅に統合されている。その結果、中間審査での点検項目の前回審査結果もまとめて記載されると思われる。例えば、「A [C] C」となっている審査項目に対しては、前回のAとCの項目も含めて全ての項目を審査するのか。あるいは、[C]の部分を「切り取って」審査するのか。
2. 「指摘事項」の記載見本では、これまで同様【前回指摘事項】【今回審査結果】を記載するようになっているが、審査項目が統合されている場合、どのように記載すればよいか。

回答：

1. 昨日の「プログラム点検書・審査チーム報告書の記載方法」でご説明したとおり、指定された審査項目の全体を審査するのではなく、前回（旧基準で）審査し、指摘された項目の新基準での対応部分についてのみ審査する方向で検討中であり、別途ご連絡する予定です。
2. 【前回指摘事項】には、前回（旧基準で）審査し、指摘された内容をそのまま記載していただければ結構です。【今回審査結果】には、1.でご説明したとおり、対応部分のみの指摘事項を記載してください。

A、C判定をS判定に統合化した理由

質問：

今回の基準改定では、自己点検書の項目がまとめられ、説明の記入量も、以前と比べ、大幅に軽減されたが、かえって的確に、基準の要求に対して網羅的に説明するのが難しくなっているのではないかと危惧している。各基準項目で、最低限、確認すべき内容について、例示していただきたい。

判定について、かつてのAとCがSに統合されたことによる改善は何が想定されているのか。S判定であっても、審査チームのコメントは記入できるので、以前のCとさほど違いがないようにも思われる。

回答：

「認定基準の解説」には全ての認定基準への適合の度合いを判定する参考指標として【点検・審査の判定(SWD)の段階】が、各基準項目にはSWD判定の目安が示されています。これらを参考に審査・判定をお願いします。

AC判定をS判定に統合したことの狙いは「2019年度認定基準改定の趣旨と要点」にある認定基準改定にあたっての留意事項に基づきます：

- 「*修了生のアウトカムズ保証を主眼とする教育の継続的改善システムが機能していること*」をより重視した審査とする(「*枠組*」4.1(2)関連)
→JABEEの審査時に既に継続的・組織的な改善が実行中であり、近い将来にその成果が見込まれる場合にはS判定
- *教育機関およびJABEE双方の審査の負荷を軽減し審査の質の向上につなげる*(「*枠組*」4.1(4)(5)(6)関連)
→A、C、[C]と事実上3段階判定を1つにまとめることにより、審査時・次回中間審査の負荷軽減、判定プロセスの明瞭化([C]判定をプログラム運営組織が公式に知るのは最終判定後であり、反論の機会がない)につなげたい

実地審査で対応した方が望ましいエビデンス

質問：

審査においては、これまで同様、自己点検書によって、文書化されたエビデンスの確認などを通しての事前の検討が主要作業かと思うが、追加に依頼する補足資料も含めて、受審プログラムの負担を軽減するため、実地審査での資料の調査、確認での対応も、以前よりも、容認されているように思われる。

建築系学士修士プログラムでは学生の課題作品の展示をお願いし、学習・教育到達目標の達成度の具体的な確認ともしているが、これら以外にも、実地審査で対応した方が望ましいエビデンスなどについて、例示していただけるか。

回答：

「認定・審査の手順と方法」の「4.5 基準の各項目に対する適合状況確認の考え方」より

このとき、自己点検書による確認を入念に行う。これにより、自己点検書だけでは確認できない事項（特に、学習・教育到達目標の達成を含む学習成果の実態など）を実地での確認における重点とすることができる。

継続的改善を上位組織の取り組みに任せられる例

質問：

基準4の継続的改善の仕組みについて、各プログラム独自のものではなく、組織上位の、例えば、大学全体のFDの取り組みなどをエビデンスとしてもよい、との説明が目についたが、組織全体の形式的な取り組みの枠組みと、プログラムの内容に即した、個別の具体的な取り組みとの両方が必要であるとも考える。この基準4についても、事例を示して、研修会で説明していただけるか。

回答：

上位組織が当該プログラムを適切に点検・改善する仕組みを備えており、実施しているのであれば、JABEEの審査対策のみを目的として形式的にプログラム単位の仕組みを設ける必要はない、という趣旨です。

「認定基準の解説」の4.1より抜粋：

近年、内部質保証による教育点検や改善の考え方は大学評価等でも求められることから、**プログラムを適切に点検可能であれば**、プログラム独自のものではなくプログラムが所属する高等教育機関が組織的に教育活動を点検している仕組みと内容で構わない。

・ 本基準項目でいう「組織的」とは、プログラム又はプログラムが所属する高等教育機関が責任を持って行うものを意味する。

・ 大学評価等、他の認証機関における審査において自己点検や第三者評価が**基準1～3の観点でプログラムを一つの単位として組織的に実施**し、かつ、その実施内容をプログラムに関わる教員に開示しているのであれば、その実施・開示をもって本基準項目との適合の度合いを自己点検して構わない。

判定の根拠について (1)

質問：

S判定は6年間の継続性について要求されている。その根拠はどのように示せば良いか？これまでの仕組みがあり、それに従って定期的な活動が行われていることが示されれば十分であると思うが、それが不十分な場合、どの程度の根拠があれば、Sと判定することができるか？

回答：

前提として、自己点検書等により、認定基準に确实かつ安定的に満たしていることをプログラム運営組織が根拠をもとに説明しているはずです。その説明と根拠が整合していない場合にはSと判定すべきではありません。

但し、JABEEの審査開始前にプログラム運営組織が改善に着手し、近い将来のその効果が期待できることが自己点検書等から確認できる場合には、S判定となります。「認定基準の解説」の【点検・審査の判定(SWD)の段階】の記述内容をご確認ください。

判定の根拠について (2)

質問：

現状ではSと判定できても、6年間の継続性に疑念がある場合は、W判定となる可能性もあるが、その根拠はどのように示せばよいか？かなり強力な根拠がなければWの判定はできないと思うが、どのような事例を想定しているのか？

上記の判定に審査チームによるばらつきを入れないため、どのような基準を設ければ良いか？

回答：

審査年度を含み以降の6年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていない場合にはW判定となります。この6年間継続して適切に実施するための仕組みが整っていると自己点検書等で主張されているはずなので、その根拠や実地審査時における実態確認で主張が妥当なのかどうかをご判断ください。その際、チーム内での意見交換は当然のこととして、主審査員とプログラム関係者との間で共通認識が得られるよう、実地審査期間中の面談等を通じて十分な意見交換をしてください(最終面談時にいきなり通告することは、感情的な反応を引き起こす恐れもあるので好ましくありません)。

質問：

中間審査は前回の審査結果に基づいて行われるが、前回の判定はACWDで行われている。したがって、審査項目のくくりが異なっているが、これは中間審査の点検書で分かることなのか？審査員は審査項目を明確に理解できるようにになっているか？

回答：

2018年度以前の審査結果に基づいて中間審査を実施する場合、審査項目はW及び[C]と判定された項目となります（「審査の手引き」4.14参照）。なお、2012年度基準と2019年度基準の審査項目の対応は「2019年度適用基準改定に伴う審査項目の新旧対照表」に記載されています。

関連項目について

質問：

以前は上流側の欠点の下流側に影響する、という認識だったが、今回の改訂でPDCAのいずれの段階でも2巡目を含むそれ以降の段階に影響するようである。しかし、実際には根拠を示しながら、点検書を書くのは難しいと考えられる。どのような事例を想定しているか示していただけるとありがたい。

回答：

教育システムを完全に切り分けることはできないため、PDCAの各観点がお互いに(好悪の双方)影響します。この中で、特に注意を払っていただきたい関係が研修会資料に示されています。しかし、影響しているから自動的にW判定…とは判定しないよう、従前より審査員にお願いしていることは変更していません。判定にあたってはプログラムのどこが認定基準適合にあたって支障となっているかを見極めてください。特に、S判定の目安にプログラムによる継続的改善の実施状況が含まれたことにご留意ください。

履修生の身分変更

質問：

履修生の身分変更（身分を失うこと）は、いつでも可能か。

回答：

2019年度基準では、履修生がプログラムから離れることに関する規定（2012年度基準の2.4(4)の一部）はありません。従って、履修生としての身分を失うことは、いつでも可能です。

ただし、本研修でも説明されたように、プログラムから離れる履修生があまりにも多い、また離れさせる理由に妥当性が乏しい、履修生の身分変更を把握していない等の場合は、基準2～基準4のどこかの点検項目で指摘すべき問題があると思われる。

質問：

今回のGWの例題のように学習・教育到達目標の達成をプログラムが点検・確認する方法として、夫々の科目の単位認定以外の方法（例題では「○○能力評価の観点と指標」（ループリック）を設けている場合、その評価方法・基準等は公開、学生への周知の必要があるか。

回答：

基準2.1に記載されているとおり、各学習・教育到達目標に関する達成度評価の方法及び基準、ならびに、科目ごとの学習・教育到達目標との対応、学習・教育内容、到達目標、評価方法、及び評価基準は授業計画書(シラバス)等によりプログラムに関わる教員及び学生に開示する必要があります。ただし「周知」までは要求していませんし、教員と学生で開示内容に合理的な差があることは認められます。

前回A判定だった項目の継続的改善

質問：

前回審査でA判定だった項目は、継続的改善の対象から外していいのか？
前回A判定でも陳腐化ということは起こりえると思うのだが如何？

回答：

認定継続審査では、前回審査の結果に関わらず全ての基準項目が審査対象です。

指摘事項への科目名の記載

質問：

プログラム点検書・審査報告書の指摘事項では、シラバス等に問題がある科目について、いちいち科目名をあげて記載しなければならないのか？
受審校に渡すプログラム点検書では、科目担当者を責めることになりかねないので、科目名を記入しにくい。プログラム点検書に書いていないこと（科目名）を審査報告書に書いてよいのか？

回答：

一般的には1～2科目ではなく、学習・教育到達目標達成にとって重要な科目の相当数についてシラバス等への記載に不備不足がある場合、認定基準の適合判断に影響します。その場合、その不備不足を改善できなかった・しなかったプログラム運営組織あるいは上位機関の仕組みに問題があると考えられます(シラバスに必要事項を記載していることをプログラム運営組織が自己点検し、問題ないとの主張を自己点検書に記載したことと整合しない)。このため、「学習・教育到達目標達成にとって主要な科目のうち、確認した範囲でも約〇〇科目のシラバスに不備不足が見られ、(学習・教育到達目標の達成の観点から)プログラム運営組織の点検が十分ではない。」等の記述が適切かと思われます。但し、最終面談前にプログラム責任者に概要を伝える際に、必要に応じて該当科目を例示することは問題ないと考えます(審査チームは全科目のシラバスをチェックしないため)。

「根拠」欄への資料名の記載

質問：

資料4-2のP.17で根拠欄に判定の根拠となった文書、資料名を記載するように解説されているが、資料名が長い場合には資料番号のみ、あるいは資料番号と適宜省略した資料名ではだめか。

回答：

資料番号だけでなく、資料名も記載していただくことをお願いする趣旨は、分野別審査委員会や認定・審査調整委員会での調整審議において、どのような資料により確認したかをすぐに理解できるようにすることにあります。したがって、必ずしも正確な資料名を記載していただく必要はなく、資料名が長い場合には適宜省略した（内容を表した）資料名で記載していただければ結構です。

基準1.2 (i) 「チームワーク力」に関する審査

質問：

昨年度はチームワーク力に関して異分野を言われていたが、今年の審査でも考慮すべきか。

回答：

チームワーク力に関する審査方針は、異分野の人との協働を含め、昨年度から何も変わっていません。「認定基準の解説」の基準1.2の知識・能力観点(i)に関する説明をご確認ください。

選択科目の評価方針

質問：

選択科目（全員が履修しない科目）が主体的関与科目になっている場合、しっかり評価すべきか。

回答：

ご質問のような状況の場合、基準2.1の観点「学生が学習・教育到達目標を達成できるカリキュラムをプログラムが適切に設計しているか」について、合理的な説明が自己点検書等でプログラム運営組織からなされているはずですが、もしなされていない場合には、追加資料や説明を求めてください。

※審査チームがある科目の問題や答案等を点検するのは、プログラム運営組織が説明している評価方法や評価基準の通りに実施されているか、を確認するためであり、個々の学生の答案の再採点を行うためではありません。

質問：

シラバスの評価方法で「総合的に評価」と記載されていてエビデンスがはっきりしたものがない場合、どのような評価をするのが良いか。

回答：

対象科目が学習・教育到達目標達成にとって主要なものである場合には、認定基準2.1の判定において、「SWD判定の目安」のWまたはDに相当すると考えられます。

W判定の目安(一部)

「設計・設定された内容」は、学習・教育到達目標達成に至る道筋として定められているが、一部不足しており、迅速な対応が必要である。

学習・教育到達目標の達成度評価方法の具体例

質問：

基準3.2において、プログラムが点検・確認していることとして、具体的にどのようなものを想定しているか？

学習・教育到達目標に関わる科目の単位取得をしているだけでは、基準を満たしていないと解釈してよいのか？

回答: (従前どおりです)

プログラムの学習・教育到達目標のどの部分が達成されれば、知識・能力観点(a)-(i)のそれぞれを達成することになるのか、表2を活用する形で示し、漏れなく達成できていることを説明していただくことを想定しています。その際に、「認定基準の解説」の以下の記述にご留意ください。

プログラムには知識・能力観点(a)~(i)と学習・教育到達目標との関連付けを踏まえた点検・確認が求められる。一つの学習・教育到達目標に複数の知識・能力観点が(程度の大小もあって)含まれている場合、当該学習・教育到達目標の達成の評価方法と評価基準によって、全ての知識・能力観点を漏れなく獲得できるプログラムとなっていることを点検・確認することが求められる。また、複数の学習・教育到達目標に一つの知識・能力観点が分割されて含まれている場合は、関連する学習・教育到達目標の達成を総合的に確認することが求められる。

単位の認定について

質問：

本学では 正規試験を病気などで受けられなかった学生向けの追試のほか成績の振るわなかった学生向けの再試験がある。さらに卒業査定後に2科目に限り特別試験があり、すべて学則に定められており、便覧にも記載されている。このすべてに、JABEEプログラム履修生は対応してもよいか。

回答：

いずれの到達度確認を経ても、学生は当該科目に設定されている目標を達成し、最終的に学習・教育到達目標を達成していることをプログラム運営組織から根拠と共に説明があり、その説明を妥当と判断できれば構いません。(一般論として、正規の試験時に目標を達成していることを確認できなかった学生が、別の機会に目標を達成するのであれば、この間に学修したはずです。その学修の機会をプログラムが与えているのかどうか、は留意すべきと考えます)

到達度の判定について

質問：

本学では 2007年新規申請時には学修時間数を、継続申請時は単位数を基準に到達度を判定していた。アウトカムズベースはわかるが、学生が目標としたり、教員が履修指導する際は やはり単位数で示さざるを得ないと思う。基準2.1では量的基準を含まないとあるが、単位数を一つのよりどころとするのでよいか？

回答：

量的基準はありませんが、法令上の要件を満たすことは認定基準2.1の前提です。

一方、ある科目群の中から一定単位数以上の取得を到達度判定に用いている場合、当該科目群に含まれるいずれの科目を履修しても、プログラムが求める以上の到達度に達することを説明する必要があります。

原則として、科目履修の多様性を有していても学習・教育到達目標達成を担保できることがわかるよう、カリキュラムマップや主要科目に課せられている学習・教育到達目標の状況をご提示いただく必要があります。